



鳥取県公報

平成 28 年 3 月 8 日 (火)
号外第 18 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 規 則 鳥取県使用済物品等の放置防止に関する条例施行規則（3）（循環型社会推進課）・・・ 3

==== 公布された規則のあらまし ====

◇鳥取県使用済物品等の放置防止に関する条例施行規則の新設について

1 規則の新設理由

鳥取県使用済物品等の放置防止に関する条例の新設に伴い、同条例の施行に関し必要な事項を定める。

2 規則の概要

(1) 規則で定める使用済物品は、次のとおりとする。

ア 手動工具、電池、電線及び配電用機械器具、ストーブ、ボイラー及び加熱調理機械器具、楽器、家具、鍋類及び調理器具並びに玩具及び運動用具で、金属及びプラスチック、ゴム、紙、木材、皮革又は繊維を素材に用いたもの

イ 農業機械等から分離された部品その他の物品

(2) 規則で定める保管基準は、次のとおりとする。

ア 使用済物品の積み上げの高さは、廃棄物処理業者が廃棄物を積み上げることができる高さまでとすること

イ 周囲の囲いは、次の要件を満たすものであること

(ア) 地盤面より1メートル80センチメートル以上の高さがあること

(イ) 素材が鋼製フェンス、波形亜鉛引鉄板又はこれらに類するものであること。ただし、粉じんが飛散するおそれがある場合は、波形亜鉛引鉄板であること

(ウ) いずれかの一面に内部が目視できる窓を設けること

(エ) 支柱が耐久性のある材質であること

(オ) 出入口が施錠されていること

(カ) 使用済物品の荷重が直接かかる構造である場合にあっては、当該荷重に対して構造耐力上安全なもの

ウ 汚水が生じるおそれがある使用済物品を保管する場合にあっては、排水溝その他の設備を設けるとともに、底面を不浸透性の材料で覆うこと

(3) 規則で定める収集運搬基準は、次のとおりとする。

ア 使用済物品である特定家庭用機器の収集又は運搬を行う場合にあっては、当該物品が風雨にさらされることのない構造又は設備を有する車両を使用すること

イ 使用済物品回収業の開始届出の写しを携行すること

(4) 使用済物品回収業の届出書類、表示の様式、記録の作成方法等について定める。

(5) 施行期日は、平成28年4月1日とする。

規 則

鳥取県使用済物品等の放置防止に関する条例施行規則をここに公布する。

平成28年3月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第3号

鳥取県使用済物品等の放置防止に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鳥取県使用済物品等の放置防止に関する条例（平成27年鳥取県条例第54号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用済物品の範囲)

第2条 条例第2条第1号クの規則で定める物品は、次のとおりとする。

- (1) 次に掲げる物品で、金属及びプラスチック、ゴム、紙、木材、皮革又は繊維を素材に用いたもの
 - ア 金づち、ねじ回し、ショベルその他の手動工具
 - イ 電池、電線及び配電用機械器具
 - ウ ストープ、ボイラー及びガス湯沸し器、ガスレンジその他の加熱調理機械器具
 - エ 楽器
 - オ 家具
 - カ 鍋類及び調理器具
 - キ 玩具及び運動用具

- (2) 条例第2条第1号アからキまで及び前号アからキまでに掲げる物品から分離された部品その他の物品

(使用済物品回収業の届出)

第3条 条例第7条第1項の規定による届出は、使用済物品回収業を開始しようとする日の10日前までに、次に掲げる書類を添付した様式第1号による届出書2部を提出してしなければならない。

- (1) 使用済物品の収集又は運搬に用いる車両全ての自動車検査済証の写し及びこれらの車両の外観を撮影した写真
- (2) 使用済物品の保管場所の付近の見取図
- (3) 使用済物品の保管場所の敷地図
- (4) 使用済物品の保管場所の囲い及び汚水対策設備の位置及び構造を示した図面
- (5) 使用済物品の保管方法を明らかにした図面
- (6) 使用済物品の保管場所の使用権原を証する書類
- (7) 使用済物品回収業の開始後3年間の予想損益計算書

2 知事は、前項の届出書の提出を受けたときは、当該届出書1部に押印して、当該届出書を提出した者に交付するものとする。

(変更の届出)

第4条 条例第7条第2項本文の規定による変更の届出は、変更をしようとする日の10日前までに、変更する事項に係る前条に掲げる書類を添付した様式第2号による届出書2部を提出してしなければならない。

2 条例第7条第2項ただし書の規則で定める変更は、次のとおりとする。

- (1) 収集又は運搬を行う使用済物品の数量の変更
- (2) 事業開始予定年月日を1月以内で延期する変更
- (3) 回収した使用済物品の主な引渡先の変更
- (4) 事業の収支見通しの変更

(保管基準)

第5条 条例第8条第1項第1号イの掲示板は、様式第3号によるものとする。

2 条例第8条第1項第2号エの規則で定める高さは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年

厚生省令第35号) 第1条の6第1号又は第2号に規定する高さとする。

3 条例第8条第1項第4号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 周囲の囲いは、次の要件を満たすもの又はそれと同等以上と認められるものであること。

ア 地盤面より1メートル80センチメートル以上の高さがあること。

イ 素材が鋼製ネットフェンス、波形亜鉛引鉄板又はこれらに類するものであること。ただし、粉じんが飛散するおそれがある場合は、波形亜鉛引鉄板であること。

ウ いずれかの一面に内部が目視できる窓を設けること。

エ 支柱が耐久性のある材質であること。

オ 出入口が施錠されていること。

カ 使用済物品の荷重が直接かかる構造である場合にあっては、当該荷重に対して構造耐力上安全であること。

(2) 汚水が生じるおそれがある使用済物品を保管する場合にあっては、排水溝その他の設備を設けるとともに、底面を不透水性の材料で覆うこと。

(収集又は運搬の基準)

第6条 条例第8条第2項第2号の表示は、様式第4号の表示板によるものとする。

2 条例第8条第2項第3号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 条例第2条第1号カに掲げる物品の収集又は運搬を行う場合にあっては、当該物品が風雨にさらされることのない構造又は設備を有する車両を使用すること。

(2) 第3条第2項の規定により交付された届出書(その記載事項に変更があった場合は、当該変更を記載したもの)の写しを携帯すること。

(記録の作成等)

第7条 条例第9条第1項の記録は、書面(書面に代わる電磁的記録を含む。以下同じ。)に記載する方法で作成しなければならない。

2 前項の記録は、書面を事務所に備え付ける方法で保存しなければならない。

(廃止の届出)

第8条 条例第10条の規定による廃止の届出は、使用済物品回収業を廃止しようとする日の10日前までに、様式第5号による届出書2部を提出してしなければならない。

(身分証明書)

第9条 条例第12条第2項の証明書は、様式第6号によるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(鳥取県使用済タイヤの適正な保管の確保に関する条例施行規則の廃止)

2 鳥取県使用済タイヤの適正な保管の確保に関する条例施行規則(平成13年鳥取県規則第63号)は、廃止する。

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

職 氏 名 様

郵便番号
届出者 住 所
氏 名 ㊟
(法人にあつては、事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)
電話番号

使用済物品回収業開始届出書

鳥取県使用済物品等の放置防止に関する条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

収集又は運搬を行う使用済物品の品目及び数量		
使用済物品を保管する場所、期間及び方法並びに最大保管容量		
事業の責任者の住所、氏名及び電話番号		
保管場所の土地所有者の住所、氏名及び電話番号		
事業の開始予定年月日		
用いる車両の自動車登録番号、構造又は設備の概要		
保管基準に適合させるために講じる措置		
め継 の続 事し 業て 計営 画む た	使用済物品の主な引渡先	
	収集運搬、保管の際の使用済物品の品質劣化を防止するために講じる措置	
	事業開始初年度を含む3年間の事業の収支の見通し	

注1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

2 記載欄が不足する場合は、適宜別紙とすることができる。

添付書類

- 1 収集又は運搬に用いる全ての車両の自動車検査済証の写し及び外観を前後左右4方向から撮影した写真
- 2 保管場所の付近の見取図
- 3 保管場所の敷地配置図（囲いの設置位置及び保管する位置を記載すること。）
- 4 囲い及び汚水対策に係る設備の構造を示した図面
- 5 保管の方法、積み上げる最高の高さ及び保管容量の上限を明らかにした図面
- 6 保管場所の土地の使用権原を証する書類
- 7 事業初年度を含む3年間の予想損益計算書

様式第2号（第4条関係）

年 月 日

職 氏 名 様

郵便番号
届出者 住 所
氏 名 ㊟
(法人にあつては、事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)
電話番号

使用済物品回収業変更届出書

年 月 日付けで届け出た事項を変更するので、鳥取県使用済物品等の放置防止に関する条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

変 更 事 項	
変 更 理 由	
変 更 前 の 内 容	
変 更 後 の 内 容	
変 更 予 定 年 月 日	

注1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

2 記載欄が不足する場合は、適宜別紙とすることができる。

添付書類

次に掲げる書類のうち変更事項に係るもの

- 1 収集又は運搬に用いる全ての車両の自動車検査済証の写し及び外観を前後左右4方向から撮影した写真
- 2 保管場所の付近の見取図
- 3 保管場所の敷地配置図（囲いの設置位置及び保管する位置を記載すること。）
- 4 囲い及び汚水対策に係る設備の構造を示した図面
- 5 保管の方法、積み上げる最高の高さ及び保管容量の上限を明らかにした図面
- 6 保管場所の土地の使用権原を証する書類

様式第3号（第5条関係）

使用済物品保管場所 (鳥取県使用済物品等の放置防止に関する条例第8条に基づく保管場所の表示)	
届 出 者 の 氏 名 又 は 名 称	
保管する使用済物品の 品目及び最大保管容量	
保管場所の責任者の 氏名及び電話番号	
届 出 年 月 日	

注1 背景は、白とすること。

2 掲示板の大きさは、縦横それぞれ60センチメートル以上とし、材質は、プラスチック、金属その他の腐食しないものとする。

3 表示に用いる文字は、日本工業規格Z 8305に規定する90ポイント以上の大きさとする。

様式第4号（第6条関係）

使 用 済 物 品 収 集 運 搬 車 両 （鳥取県使用済物品等の放置防止に関する 条 例 第 8 条 に 基 づ く 車 両 の 表 示 ）	
氏 名 （ 名 称 ）	

注1 背景は、黄とすること。

2 表示に用いる文字は、日本工業規格Z 8305に規定する90ポイント以上の大きさとすること。

様式第5号（第8条関係）

年 月 日

職 氏 名 様

郵便番号
届出者 住 所
氏 名 ㊟
(法人にあつては、事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)
電話番号

使用済物品回収業廃止届出書

使用済物品回収業を廃止しますので、鳥取県使用済物品等の放置防止に関する条例第10条の規定により、次のとおり届け出ます。

廃 止 予 定 年 月 日	
---------------	--

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第6号（第9条関係）

（表面）

第	号
身分証明書	
所属	
職名	
氏名	
上記の者は、鳥取県使用済物品等の放置防止に関する条例第12条の規定により立入検査を行うことができる職員であることを証する。	
年 月 日	
職 氏名	印

（裏面）

鳥取県使用済物品等の放置防止に関する条例（抜粋）

（報告及び検査）

第12条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、使用済物品回収業を営む者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、使用済物品回収業を営む者の事務所若しくは使用済物品が保管されている場所に立ち入り、第9条第1項の記録、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 略

第18条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

（1）～（3） 略

（4） 第12条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者